



教 健 第 2635 号

平成 29 年 1 月 27 日

横浜市学校保健審議会会長

横浜市教育長

岡田 優子



横浜市として望ましい小学校給食のあり方について（諮問）

横浜市学校保健審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、次に掲げる事項について、理由を添えて諮問します。

「横浜市として望ましい小学校給食のあり方について」

- 1 学校給食摂取基準や食品構成の充足について
- 2 家庭における日常の食生活の指標となる給食の献立について
- 3 日本型食生活や和食の伝承について
- 4 横浜の食文化への知識を深める献立について

（理由）

平成 28 年 3 月に国が策定した「第 3 次食育推進基本計画」では、若い世代の食生活の内容改善や充実の必要性、日本の食文化に関する意識の希薄化が課題になっていると記載されています。

横浜市においても、「第 2 期横浜市食育推進計画」の中で挙げている「食育に関心をもっている市民の割合」は、21 年度の 73.7% から 26 年度の 64.2% へと減少しています。また、「健康的な食生活を実践するため参考になっているものがある市民の割合」が全体の平均 29.8% に対して 17.6% となっている若い世代に向け、栄養バランスのとれた食事についての理解を深めることが課題となっています。

こうした現状を踏まえ、子どもたちが健全な食生活を実践することができる市民となるには、家庭とも連携しながら、学校における食育の中心的役割である給食を通し、食品の選び方や適切な食事の形、調理の方法等についての基礎的な知識を学ぶことが必要と考えます。また、横浜の食文化への知識を深めることで地域の特色を理解し、横浜市に関心を寄せ、感謝の心と社会性を育てることも重要です。

このため、本市として望ましい小学校給食のあり方をどのように定義するのか、上記の 4 点について、御意見を伺います。

担当 教育委員会事務局健康教育課

電話 045-671-3696

FAX 045-681-1456